



第2弾

稲城市エネルギー価格高騰対策 支援金

市内事業者を対象として、価格高騰した電気料金・ガス（LPガスを含む）料金の一部を支援します。申請書様式は、市ホームページからダウンロードもできます。

対象者 (1)~(5)をすべて満たす方

- (1) 令和5年7月1日現在において、稲城市内で1年以上事業を営んでいる方（法人、個人事業者を問わない）
- (2) 支援金の交付後も引き続き稲城市内で事業を継続する意思をお持ちの方
- (3) 納期限が到来した市税に滞納がない方
- (4) 代表者、役員又は従業員等が稲城市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団関係者のいずれにも該当しない方
- (5) 令和4年12月～令和5年6月に使用した任意の1か月の電気・ガス料金と前々年または前年同月の電気・ガス料金の差額合計に12を乗じた額が10万円以上となる方 ※①・②参照

※①営業をしていない月との比較はできません

※②該当となる電気・ガスを住居等複数施設で使用しており、事業所分のみの算定ができない場合は、対象となる電気・ガス料金を使用施設数で割り、その差額合計が10万円以上となる方が対象

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、**対象となりません。**

- (1) 本社直営店舗（チェーン店）の管理、運営等を行っている方
- (2) 公共施設の管理、運営等を行っている方
- (3) 国、東京都又は市区町村より、電気・ガス料金に関する支援金を受給した又は受給予定の方

支援金額	一律 50,000円 ※事業予算額に達し次第終了 (1事業者あたり申請は1度まで)
申請期間 ※郵送と窓口で締切日が異なりますので、ご注意ください。	令和5年 7月3日(月) から令和5年 9月30日(土)まで ※郵送の場合は、令和5年9月30日(土) (当日消印有効) ※窓口持参の場合は、令和5年9月29日(金) 午後5時まで
申請方法	①裏面の「送付先」へ必要書類一式を郵送 または ②稲城市役所 6階経済課商工係窓口へ持参 (混雑の場合、お待ちいただくこともございます。予めご了承ください。)

※必要書類・送付先・問い合わせは裏面をご覧ください。

必要書類

＜法人・個人事業者 共通の提出書類＞
※下記、留意事項(1)に該当する場合は、④～⑥を省略できます。

① エネルギー価格高騰対策支援金（第2弾）交付申請書兼請求書（様式第1号）
② エネルギー価格高騰対策支援金（第2弾）対象経費算定シート兼同意・誓約書（様式第2号）
③ ②に記載した使用料金を支払ったことが確認できる資料（領収証や通帳の写し等） ■アとイ両方の資料をご提出ください（ご自身で作成した資料ではお受けできません） ア：対象経費算定シートのAに記載した金額を支払ったことが確認できる資料 イ：対象経費算定シートのBに記載した金額を支払ったことが確認できる資料
④ 支援金の振込先となる通帳等の口座番号及び名義人の記載があるページの写し
⑤ 申請者本人の確認ができる資料の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）
⑥ 稲城市内に事業所があることが確認できる書類 ※⑦又は⑧で事業所の所在が確認できる場合は提出不要

＜法人のみ必要な提出書類＞
※下記、留意事項(1)に該当する場合は、⑦を省略できます。

⑦ 登記事項証明書（取得後3か月以内のもの。写しも可）

＜個人事業者のみ必要な提出書類＞

⑧ 令和4年分 の確定申告書第一表、第二表、青色申告決算書の写し ※青色申告決算書を税務署へ届出していない場合は、提出不要 ※原則、受付印の押印または電子申告の送信日付があるもの
--

＜留意事項＞

(1) 過去に「頑張れ！稲城の事業継続支援金」の（第4弾）または（第5弾）または「稲城市エネルギー価格高騰対策支援金」（第1弾）の交付を受けた方で、所在地等の内容に変更がない場合は上記④～⑦の書類を省略することができます。
(2) 支援金の振り込みは、審査通過後、申請書に記載された指定口座へお振込みいたします。お振込みまで1か月程度お時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。 なお、交付決定通知の送付はありませんので、支援金の受取は通帳にてご確認ください。
(3) 申請書に不備がある場合は受付できないことがあります。提出前に記入漏れ等がないか再度ご確認ください。また、書類の内容について、市から問い合わせをする場合がありますので、 日中つながる電話番号を必ずご記入ください。

市ホームページは
コチラ



【送付先・問い合わせ】
〒206-8601 稲城市東長沼2111
稲城市役所 経済課商工係
電話：042-378-2111（内線674）